

第 4 5 号 議案

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、たなかスポーツプラザ体育館等を設置するため提出
します。

東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例

東京都台東区体育施設条例（昭和50年3月台東区条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1 柳北スポーツプラザプールの項の次に次のように加える。

たなかスポーツプラザ体育館	東京都台東区日本堤二丁目25番4号
たなかスポーツプラザグラウンド	東京都台東区日本堤二丁目25番4号

別表第2 中

「

柳北スポーツプラザプール	別表第3に定める開場時期以外の日
--------------	------------------

」

を

「

柳北スポーツプラザプール	別表第3に定める開場時期以外の日
たなかスポーツプラザ体育館	1 毎月第1月曜日。ただし、第1月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）にあたる時は、その日の直後の休日でない日 2 1月1日から同月4日まで 3 12月28日から同月31日まで
たなかスポーツプラザグラウンド	

」

に改める。

別表第3中（13）の部を（15）の部とし、同表（12）の部備考中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）」を「休日」に改め、同部を同表（14）の部とし、同表（11）の部の次に次のように加える。

（12） たなかスポーツプラザ体育館

開場 時期	開場時間	使用時間（貸し切りの場合のみ）				
		午前	午後	夜間 1	夜間 2	全日
年間	午前 9 時から午後 9 時まで	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午後 7 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで

(1 3) たなかスポーツプラザグラウンド

開場 時期	開場時間	使用時間（貸し切りの場合のみ）
年間	午前 9 時から午後 9 時まで	1 面につき 2 時間以内を 1 単位とする。

別表第 4 (1 3) の部に次のように加え、同部を同表 (1 5) の部とする。

たなかスポーツプラザグラウンド照明設備	1 0 0 円
---------------------	---------

別表第 4 中 (1 2) の部を (1 4) の部とし、 (1 1) の部を (1 3) の部とし、 (1 0) の部の次に次のように加える。

(1 1) たなかスポーツプラザ体育館

使用単位 施設名	午前	午後	夜間 1	夜間 2	全日
	午前 9 時 ~ 正午	午後 1 時 ~ 午後 5 時	午後 6 時 ~ 午後 9 時	午後 7 時 ~ 午後 9 時	午前 9 時 ~ 午後 9 時
アリーナ	2,700 円	3,600 円	5,500 円	3,700 円	10,200 円
小体育室 (3 階)	700 円	900 円	1,400 円	900 円	2,600 円
小体育室 (1 階)	400 円	600 円	900 円	600 円	1,700 円
会議室 (3 階)	1,800 円	2,400 円	2,500 円		6,700 円
会議室 (1 階)	2,200 円	2,700 円	3,100 円		8,000 円

備考

- 貸し切りで使用する場合のみとする。
- 土曜日、日曜日及び休日についての使用料は、規定使用料の 2 割増相当額とする。

(1 2) たなかスポーツプラザグラウンド

種別	単位	1 面 1 回 (2 時間以内)
平日		1,000 円
土曜日・日曜日・休日		1,400 円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 たなかスポーツプラザ体育館及びたなかスポーツプラザグラウンドの使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。